

## 震災により休業している人へ

☎ ハローワーク古川 ☎ 22-2305

事業主が災害を受けたことにより休止・廃止し、賃金を受け取れない人は、離職していなくても失業給付が受給できます。

また、災害救助法の指定地域にある事業所が災害により事業が休止・廃止したために、一時的に離職し、

事業再開後の再雇用が予定されている人も対象となります。

ただし、雇用保険に6カ月以上加入しているなど要件がありますので、詳しくは、お問い合わせください。

## 雇用調整助成金

☎ ハローワーク古川 ☎ 22-2305

経済上の理由により事業を縮小した事業主が、従業員の雇用を維持するために、一時的に休業などを行った場合、休業手当などの一部（中小企業で原則8割1年間）を助成します。

今回の震災により、経済上の理由で事業が縮小した場合についても利用することができます。この場合は、迅速に支援できるよう支給要件の緩和も行っています。詳しくは、お問い合わせください。

## 被災者雇用開発助成金

☎ ハローワーク古川 ☎ 22-2305

震災で職を失った人、被災地域の求職者を、ハローワークの紹介により雇用する事業主に対して、助成金を支給します。

④震災前から被災地域に居住し求職活動をしていて、震災後、安定した職業についたことがない人（震災後に被災地域以外に居所を変更した人を含む）

### ◆支給額

対象労働者（一般被保険者）	支給額	助成対象期間
短時間労働者以外	大企業 50万円 (1期25万円) 中小企業 90万円 (1期45万円)	1年間
短時間労働者	大企業 30万円 (1期15万円) 中小企業 60万円 (1期30万円)	

※支給対象期（6カ月）ごとに支給されます。

### ◆対象

次の①～③のすべてに該当する人または④に該当する人を、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主。ただし、雇用保険の一般被保険者として雇用する場合に限りです。

- ①東日本大震災発生時に被災地域で就業していた人
- ②震災後に離職し、その後安定した職業についたことがない人
- ③震災により離職を余儀なくされた人

## 労働保険料などの免除の特例

☎ 古川労働基準監督署 ☎ 22-2112

震災で被災した事業主で一定の要件を満たす場合、労働保険料などの免除を受けることができます。詳しくは、お問い合わせください。

- ①大崎市を含む特定被災区域に所在している事業者
- ②震災により被害が生じたことで休業または事業を縮小していること
- ③震災前の直近の賃金と比べ2分の1未満（労働者1人当たりの1カ月の賃金）になっていること

### ◆対象者

次の要件を満たす事業者

## 労災保険の請求

☎ 古川労働基準監督署 ☎ 22-2112

「仕事中」や「通勤中」に地震や津波により建物が崩壊したことなどが原因となって被災した場合には、本人や家族が『労災保険』による給付（治療や投薬、遺族（補償）年金・一時金など）を受けられます。

また、震災後3カ月生死がわからない場合、平成23年3月11日に死亡したと推定し、遺族（補償）年金・一時金を受け取れるようにするなどの特例措置があります。詳しくは、お問い合わせください。

## 勤労者向け地震災害特別融資制度

☎ 東北労働金庫宮城県本部 ☎ 0120-1919-62  
宮城県雇用対策課 ☎ 022-211-2771

宮城県では東日本大震災で被災した勤労者を対象に、東北労働金庫と提携し生活資金の融資制度を実施しています。

### ◆対象

次の①～③の要件をすべて満たす人

- ①企業等に勤務し、宮城県内に住所が勤務先がある人
- ②原則20歳以上、勤続年数1年以上、前年税込み収入が150万円以上の人

③東北労働金庫の審査基準を満たす人

### ◆融資の内容

限度額	最高200万円
返済期間	10年以内
貸付利率	0.80%（別途保証料が必要）

### ◆申込

平成24年3月31日まで東北労働金庫各支店

## 勤労者生活安定資金融資

☎ 東北労働金庫古川支店 ☎ 24-1400

市では、市内に居住または勤務する勤労者の皆さんに、生活資金等を融資する制度を設けています。

### ◆対象

市内に勤務先または住所を有する人で、東北労働金庫の会員となっている人および会員となる資格を有する人。（「育児・介護休業者生活資金」の融資を受ける場合は、一定の要件も満たす人。）

### ◆申込

東北労働金庫古川支店

### ◆融資の内容

資金の種類	生活資金	教育資金	育児・介護休業者生活資金
限度額	100万円	200万円	100万円
返済期間	5年以内	10年以内 (うち据置期間5年以内)	5年以内 (うち据置期間1年以内)
貸付利率	2.50%	1.85%	1.20%

※貸付利率は金融機関との協議により変動します。

## 小規模企業向け設備投資支援制度

☎ 財みやぎ産業振興機構金融支援課 ☎ 022-225-6636

財みやぎ産業振興機構では、小規模事業者が経営基盤の強化に必要な機械設備を導入する際「貸付」と「貸与」という二つの制度で支援を行っています。

なお、申し込みから決定までは、現地調査や審査委員会などによる審査が必要となります。

### ◆対象

県内に工場、店舗を有し、常時就業する従業員数が20人以下、商業・サービス業では5人以下（但し、一定の要件を満たせば50人以下）の事業所（税の滞納がないこと）

### ◆融資の内容

	設備資金貸付事業	設備貸与事業
制度概要	設備導入資金の2分の1以内を無利子で貸し付けます	便利な長期、低利の「割賦」と「リース」があります
限度額	4,000万円以内	6,000万円以内
返済期間	3～7年	
対象設備	産業機械、建設用重機、印刷機械、運送用トラックなど広範囲に対応しています	

### ◆申込

財みやぎ産業振興機構金融支援課